# 大阪市社会福祉審議会条例

平成12年４月１日
条例第19号

（設置）
第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第７条第１項に規定する地方社会福祉審議会として、本市に大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（組織）
第２条　審議会は、委員35人以内で組織する。
（委員の任期）
第３条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（委員長の職務代理）
第４条　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第５条　審議会の会議は、委員長が招集する。
２　委員長は、委員の４分の１以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
４　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
５　法第９条第１項の臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前２項の規定の適用については、委員とみなす。
（施行の細目）
第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止）
２　大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（昭和62年大阪市条例第４号）は、廃止する。
（経過措置）
３　この条例の施行の際現に設置されている大阪市社会福祉審議会は、第１条に規定する大阪市社会福祉審議会とみなす。

附　則（平成12年９月28日条例第84号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年９月30日条例第117号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年９月28日条例第65号）
この条例は、平成30年12月１日から施行する。